復刻版

みんなの経営ミニ

2023.5.29

今後の新型コロナ感染時の給付金

5類以降に伴い、取り扱いが変更となります！

令和５年５月８日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症となり、今後、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなります。

新型コロナウイルス感染症に感染し、仕事を休み、その日の給与が支払われなかった場合には加入している保険制度により下記の給付金が支給されることがあります。

感染原因	給付制度	給付額	対象者
業務外	傷病手当金 （社会保険）	１日あたり 給与の 2/3	社会保険加入者
業務中	休業補償給付 （労災保険）	１日あたり 給与の８割	全従業員

今回の５類移行に伴い、社会保険の傷病手当金の申請をする場合の取り扱いに変更がありますのでご注意ください。

変更内容

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金申請の場合、これまでは自宅待機期間等を含む「療養のため休業した日の全て」で申請が可能でしたが、申請の初日が５月８日以降の場合、医師の労務不能証明が必要となります。

この変更により、家族が感染し、濃厚接触者だが自身は症状がない場合などは給付とならない可能性があります。

かわべのこぼれ話

コロナ感染者への対応

新型コロナウイルスは５類以降に伴い、国民の関心が薄れ、ニュースで取り上げられる機会も減ってきました。

しかし、感染者は現在でも１日500～1,000人程度（北海道）出ており、無視するわけにもいかない状況となっています。

企業としては、今までは感染者に１週間程度の自宅待機をさせなければならず、それにより事業の運営が厳しくなっていました。

雇用調整助成金の特例が終わった今、休業をさせても国からの補助が期待できず、今後は自覚症状の有無等によって企業が休ませるかどうかを決めることとなるため、事前に方針を決めておきましょう。

西田労務経営事務所

フリーランス新法が令和５年４月28日に成立

フリーランスの労働環境が整備されます！

近年では兼業・副業のような働き方の多様化が進み、個人が事業者として業務を受託する「フリーランス」の形で働く方が増えています。

こうした現状を鑑み、フリーランスが受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的とし、フリーランス新法が成立しました。

法は、今後１年６か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとなりますので内容を確認しておきましょう。

① フリーランスに業務委託をした場合は、契約内容や報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示すること。

② 業務を完了・納品してから60日以内に報酬を支払うこと。

③ 一方的な受領拒否・減額・返品、買いたたき、押し売り、利益提供の強要、不当な変更・やり直しの禁止

④ その他　募集情報の的確表示、ハラスメント対策育児介護との両立への配慮等

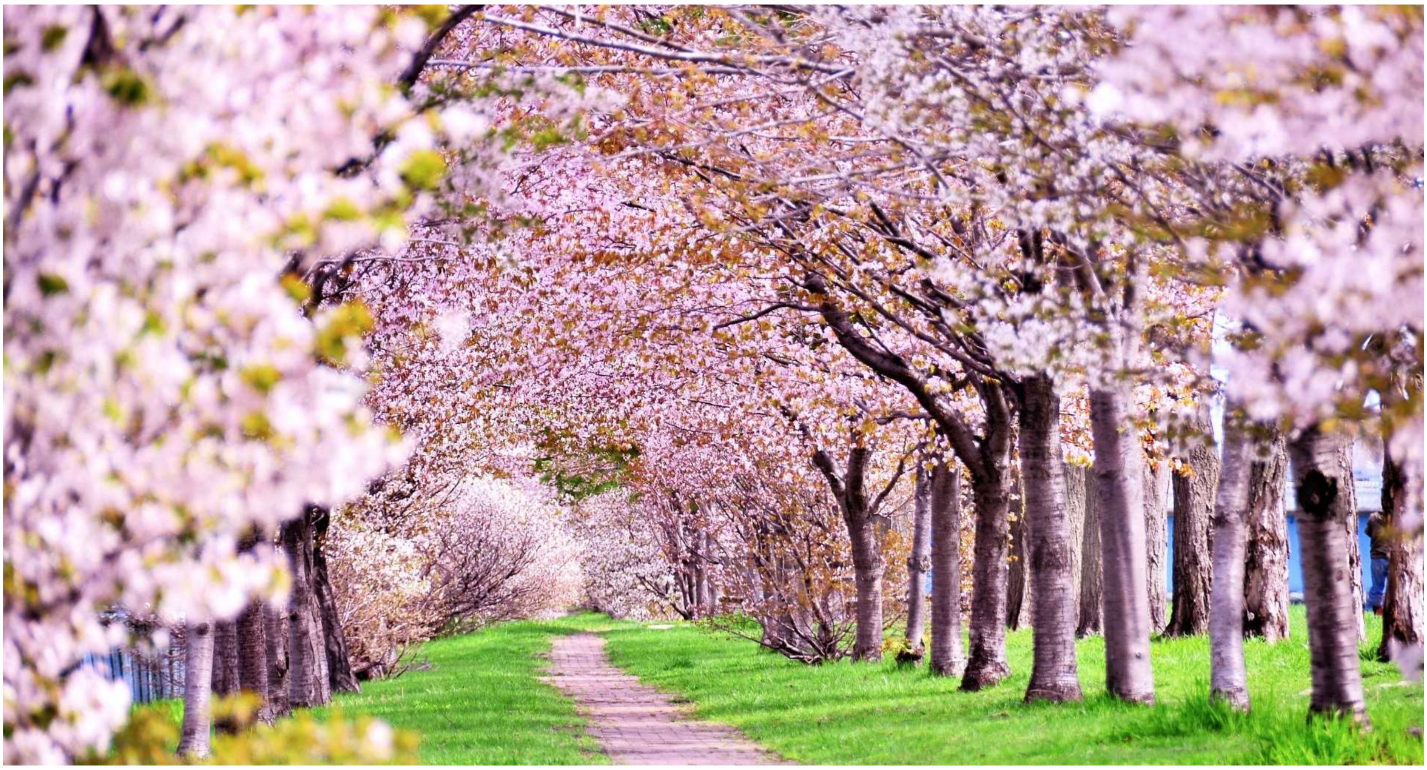

コロナウイルスも落ち着き、段々とコロナ前の生活が戻ってきました

西田労務経営事務所

〒003-0021　札幌市白石区栄通７丁目1-10-305

TEL：011-598-9203　FAX：011-598-9206

Mail：sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人（カワベケント）

1992年札幌生まれ

2021年２月西田事務所入社

趣味・特技　スポーツ観戦、将棋